

亀山市公告第65号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、健全化判断比率を公表する。

平成26年10月8日

亀山市長 櫻井 義之

平成25年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比	実質公債費率	将来負担比率
- (12.92)	- (17.92)	4.3 (25.0)	- (350.0)

- 1 表中の括弧内の数値は亀山市に適用される早期健全化基準である。
- 2 表中の「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」における「-」の記号は、赤字となっていないことを表示しており、「将来負担比率」における「-」の記号は、算定されないことを表示している。